

第17回たつの市農業委員会総会（4月定例会）議事録

令和7年4月24日（木）午前10時から第17回たつの市農業委員会総会（4月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員19名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田さん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	近藤 由香
----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）
あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）
只今から第17回たつの市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は19名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
 - ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
 - ・農地法施行規則第29条第1号該当転用の届出について
 - ・農地法第18条の規定による合意解約の通知について
- を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の

上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、15番瀧口節子委員、16番真殿利晴委員にお願いします。

（「はい」との声）

次に、日程第2「議案第99号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第99号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が2件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の願い出地は、揖保川町[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]の登記地目・田及び畑、現況は山林、雑種地、用悪水路及び宅地、合計面積は2,446.73㎡でございます。願い出人は、[REDACTED]、[REDACTED]、昭和初期に住宅敷地として造成されたが建築に至らず、一部は山林化し、空地は地域の広場等として利用されていきました。この度、[REDACTED]の倉庫建築にかかる開発許可後、非農地証明願等の手続きが為されないまま、造成工事に着手しており、登記地目が農地のままであることが発覚したため、この度、始末書を添付のうえ、地目を造成工事前の現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、昭和55年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により確認し、山林、雑種地、用悪水路及び宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査により、造成工事に着手し現況は変わっているものの、造成工事前は同じ状況であることを現地写真等で確認しましたので、農地に復元することは不可能であったと判断しました。

2 件目の願い出地は、御津町[REDACTED]の登記地目・畑、現況は山林、面積は 604 m²でございます。願い出人は、[REDACTED]、20 年以上前から耕作しておらず山林化しているため、この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により確認し、山林であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 99 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 100 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 100 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 13 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町[REDACTED]の田で、面積は 2, 273 m²、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、揖西町[]の田で、面積は 3,180 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は高齡で市外居住のため耕作管理が難しいことから、地域で耕作している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、揖保町[]及び[]の田で、合計面積は 1,371 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は耕作管理が難しいことから、地域で耕作している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

次の 4 件目から 7 件目までは同一案件となります。これら 4 件にしまして、譲受人は、[]であるため、以降の譲受人の読み上げについては省略させていただきます。

4 件目の申請地は、誉田町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、及び [REDACTED] の田で、合計面積は 3,018 m²、譲渡人は [REDACTED]

5 件目の申請地は、誉田町 [REDACTED] の田で、面積は 515 m²、譲渡人は [REDACTED]

6 件目の申請地は、誉田町 [REDACTED] の田で、面積は 816 m²、譲渡人は、[REDACTED]

7 件目の申請地は、誉田町 [REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 2,660 m²、譲渡人は、[REDACTED]

これら 4 件 10 筆の合計面積は、7,009 m²となります。

譲受・譲渡理由についてですが、いずれも譲渡人が高齢で市外もしくは県外居住のため農地の耕作管理が難しいことから、地域で耕作をしている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、現在、親族が所有する農地において、自社の従業員に農作業従事してもらいながら地域で耕作しており、必要な農機具も所有しています。今回取得する農地につきましても、複数の野菜の作付け計画を立てており、また、収穫した野菜等の販売ルートも複数あるため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

8 件目の申請地は、誉田町 [REDACTED] の田で、面積は 85 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は耕作管理が難しい農地であることから、地域で耕作しており隣接農地の所有者である譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今

後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

9 件目の申請地は、揖保川町 [REDACTED] の畑で、面積は 224 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は県外居住で農地の耕作管理が困難なため、空き家に付随する農地を取得し、耕作を希望している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、必要な農機具は購入し、季節野菜を栽培する営農計画をたてていることから、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

10 件目の申請地は、揖保川町 [REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 3,569 m²、譲受人は [REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

11 件目の申請地は、揖保川町 [REDACTED] の畑で、面積は 72 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は集落内の狭小農地で耕作管理に苦慮していたところ、隣接地居住者で畑の耕作を希望していた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、必要な農機具は所有し、季節野菜を栽培する営農計画をたてていることから、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

12 件目の申請地は、揖保川町 [REDACTED] の畑で、面積は 314 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が困難なため、同じ地域の法人営農組織である譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。また、譲受人は、農地所有適格法人としての申請であり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

13 件目の申請地は、揖保川町 [REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 2,935 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が困難なため、同じ地域の法人営農組織である譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。また、譲受人は、農地所有適格法人としての申請であり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第100号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4「議案第101号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第101号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3条贈与の案件が1件出ておりますので、ご説明いたします。

申請地は、新宮町[REDACTED]の田で、面積は248㎡、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は県外居住で高齢のため農地の耕作管理が難しいことから、親族で以前から耕作をお願いしている譲受人に農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので

事務局からの説明は以上でございます。

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

ご異議なしと認め、「議案第 101 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

「議案第 102 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

申請地は、御津町[REDACTED]の田で、面積は213 m²、農地区分は、集団性のある農地である第1種農地（1－（1））ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、例外的許可事由（⑤－5）に該当すると判断します。

土地の造成期間は許可後から 60 日間、住宅の建設期間は造成後から 120 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の事前審査結果から、必要な資金が準備できることを確認しました。

開発許可等不要証明の申請中でありまして、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第102号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第6「議案第103号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題いたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第103号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5条所有権移転・売買の案件が3件でしておりますので、ご説明いたします。

なお、1件目の番号952につきましては、4月23日付で申請者から事業計画内容の見直しもしくは取下げを検討したいとの申し入れがあったため、本定例会での審議は保留といたします。

2件目の申請地は、神岡町■■■■、■■■■及び■■■■の田で、合計面積は5,253㎡、農地区分は、住居等が連担する区域に

近接（おおむね 500m以内）かつ農地（等）の集団規模 10h 未満の第 2 種農地（2－（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が

、譲渡人は

及び

、転用目的についてですが、譲受人の
は、に本社を置く土木建設業者で、
近年は太陽光発電事業にも力を入れており、内で 3 か所、
内で 2 か所に太陽光発電所を設置して発電事業を展開し、今
後は内で 1 か所の発電所を新設する計画があります。

現在、既存の資材置場を内の 3 か所に所有していますが、
発電事業用の太陽光パネル等の保管場所が不足していることや、既
存の太陽光発電所の維持管理に加え、今後、方面で新規に
予定している約 10 か所の土木建築工事の実施にあたり、資材置場
を必要としていました。そのなかで、既存の太陽光発電所及び新設
予定地から近距離で、交通の利便性が良く、資材置場に必要な面積
が確保できることから、当該申請地において、太陽光パネル、足場
材などに加え、土木建設工事で使用する砕石、土砂などの露天資材
置場、ストック資材としてのコンテナやプレハブハウス、重機及び
大型車両の保管、従業員用の露天駐車場約 10 台分を計画するもの
でございます。

土地の造成期間は許可後から 60 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の残高証明書
で必要な資金が準備できることを確認しました。

また、転用の妨げとなる権利設定はありませんので、許可後は計
画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被
害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障
はないものと考えます。

なお、本申請地は合計面積が 5,253 m²で 30 アールを超えるため、
農地法第 4 条第 4 項に基づき、兵庫県農業会議の意見照会に係る事
務を同時に進めているところでございます。

3 件目の申請地は、新宮町及びの畑で、合計
面積は 1,151 m²、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おお
むね 500m以内）かつ農地（等）の集団規模 10h 未満の第 2 種農地

(2－(3))に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が

、譲渡人は

及び

、転

用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成は無く、施設の建築期間は許可後から 150 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響についてですが、隣接農地 4 名のうち 3 名から同意を得られていないため疎明書にて提出がありました。理由につきましては、不同意の隣接農地のうち 2 名については、「太陽光パネルに囲まれるのが嫌」「太陽光パネル設置に賛成していることになる」とのことで、反対はしないが同意書に押印はしないとのことでありました。

また、隣接農地のうち 1 名は、居所不明で話ができないとのことでありますが、隣接農地自体も遊休農地の状況であり影響はないものと思われま

す。今回の太陽光パネルの設置につきましては、隣接農地等から 4 m 引いて設置することや、年 2 回の草刈り、U 字溝で水が流れ込まないよう対策をとっており、万が一被害が発生した場合は善処することですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、番号 956 及び番号 955 については、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり番号 956 及び番号 955 については許可相当として意見を付して進達することに決してご異議あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 103 号」のうち番号 956 及び番号 955 については原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 104 号 地積調査事業における地目変更の認定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 104 号 地籍調査における地目変更の認定について」

地籍調査事業による調査の結果、登記簿上の地目が農地であり、現況が農地ではない場合は、土地の利用状況、利用の確実性などや埋立て工事等の時期、経緯等を調査し、農業委員会に照会した上で地目認定することとなっております。

この度、議案第 104 号参考資料のとおり、令和 6 年度に■■■■地区の一部で実施した地籍調査において、登記地目が田又は畑であるが、現況は宅地になっている土地について、照会がありました。

登記簿上は農地であります。が、現況は農地でなく、担当委員及び事務局職員による現地調査におきましても、照会のとおり農地以外で利用されていることを確認しました。

よって、農地に復元して利用する見込みはなく、地目変更に支障はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので原案のとおり認定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 104 号」は原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第 8「議案第 105 号 市民農園整備促進法に基づく市民農園区域の廃止について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 105 号 市民農園整備促進法に基づく市民農園区域の廃止について」

市民農園整備促進法第 4 条第 4 項の規定に基づき、市民農園区域指定の廃止を行うにあたり、市民農園区域指定調書（廃止）に対する、農業委員会の意見を求められているものでございます。

なお、本議案における[]農園につきましては、本年 3 月定例会の議案第 98 号「市民農園整備促進法に基づく市民農園の廃止の認定について」で審議を行い、異議なしとして意見を附したところでございます。

この度の議案につきましては、前回の農業委員会の意見を踏まえ、その後、県と同意協議を行い「計画の変更（廃止）」となりましたが、続いて「区域の変更」を同様に行う必要があるため、農業委員会へ意見照会し、その結果を踏まえて、県との同意協議を行い公表することで、廃止にかかる一連の手続きが完了するとのことでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 105 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

次に、日程第 9 及び第 10「議案第 106 号及び第 107 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」及び「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」の決定

について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 106 号及び第 107 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」及び「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」の決定について」

農業委員会のあるべき姿と外部に向けた積極的な日常活動を示すため、毎年、前年度の活動に対する点検・評価と今年度の目標と活動計画の作成を行っています。

決定したものは、事務局窓口とホームページで公表しますので、委員の日常活動を積極的に外部に示されるよう御協力をお願いします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 106 号」及び「議案第 107 号」は原案のとおり決定することに決しました。

次に、日程第 11「議案第 108 号 地域計画策定案に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 108 号 地域計画策定案に対する意見について」

本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定により、本市が地域計画を策定するにあたり、同法第 19 条第 6 項の規定により、たつの市長より農業委員会へ意見を求めるものでご

ざいます。

本件につきましては、本年 2 月定例会、議案第 89 号「地域計画策定案に対する意見」について、市内 69 地区において 56 の地域計画策定案に対し、異議なしとして意見を附したところでございます。

この度、2 月定例会には間に合わなかった、 地区、
 地区、 地区の合計 3 地区につきまして、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定により地域計画を策定するため、同法第 19 条第 6 項の規定に基づき、委員会へ意見を求められているものでございます。

地域計画については、地域の農業の将来の在り方及び将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する 10 年後の目標等を定め、地域が地域の農業を今後どうしたいのかという意思表示を表すものでございます。

なお、今後の流れといたしましては、5 月初旬に 3 地区の計画案の公告及び縦覧を 2 週間行い、5 月末に計画策定の予定でございます。また、今回策定した計画については、これで計画が終了するのではなく、毎年内容を見直す予定であり、未策定の地域についても引き続き地域と策定に向けて協議を行い、計画を進める予定です。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「意義なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 108 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 35 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 4 月 2 4 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(15 番 瀧口節子委員)

議事録署名委員
(16 番 真殿利晴委員)